
資料

1 指標名・現状値・目標値一覧

指標名	現状値	目標値	目標値参考
1. 食育に関心のある人	71.2% 1	90%以上	食育推進基本計画(国) 90%以上
2. 毎日朝食をとる子ども(小学5年生)	83.3% 2	100%	食育推進基本計画(国)100%
3. 毎日朝食をとる人 20歳代男性	51.1% 1	70%以上	健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」 70%以上
4. 毎日朝食をとる人 20歳代女性	64.8% 1	70%以上	
5. 毎日朝食をとる人 30歳代男性	53.1% 1	70%以上	
6. 食事バランスガイドなどを参考に食生活を送っている人	52.0% 3	60%以上	食育推進基本計画(国) 60%以上
7. メタボリックシンドロームを知っている人	55.6% 1	80%以上	食育推進基本計画(国) 80%以上
8. 1日野菜摂取量	247g 4	300g以上	健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」 成人350g以上
9. 1日牛乳・乳製品摂取量	131g 4	150g以上	健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」 成人150g以上
10. 誰かと一緒に食事をする子ども(小学5年生)	81.6% 2	90%以上	—
11. 生ごみの量	119千t 5	100千t	スリムシティさっぽろ計画
12. 市民の農業体験参加者数	8万9千人 6	10万人	さっぽろ都市農業ビジョン 10万人
13. 北海道産の食品の利用(米)	60% 7	80%	食育推進行動計画(北海道)80%
14. 食育ボランティア数	2,290人 8	2,750人	食育推進基本計画(国)現状値20%アップ

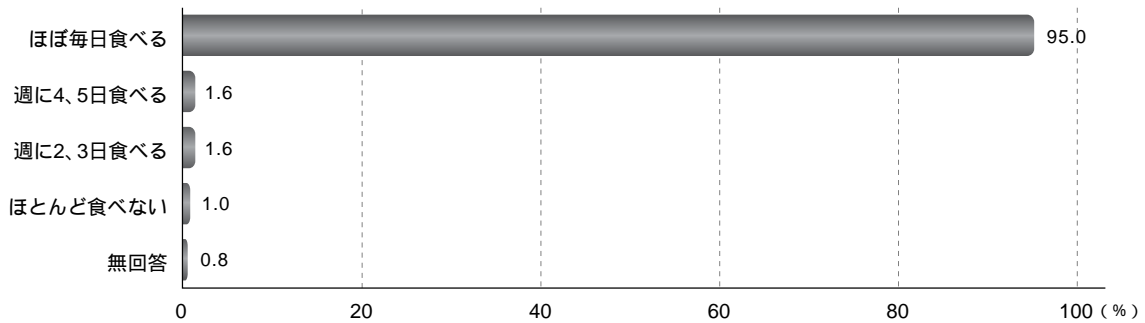
資料

- 1 平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査(保健福祉局)
- 2 平成17年度札幌市の児童生徒の実態に関する意識調査(教育委員会)
- 3 平成19年第1回市民アンケート(総務局)
- 4 平成18年札幌市健康・栄養調査(保健福祉局)
- 5 平成18年度組成調査(環境局)
- 6 平成18年度農業体験参加者数(市民農園や体験農園の利用者数、サッポロさとらんど農業体験者数、さっぽろ農学校受講者数など)(経済局)
- 7 平成16年卸売業者における府県産うるち米の販売数料調査(北海道農政部)
- 8 食育ボランティア数(ボランティア団体・会員数)
 - 1 札幌市食生活改善推進員協議会(平成18年度末:2,269人)(保健福祉局)
 - 2 NPO法人さっぽろ農学校倶楽部(平成18年度末:21人)(経済局)

2 札幌市の現状

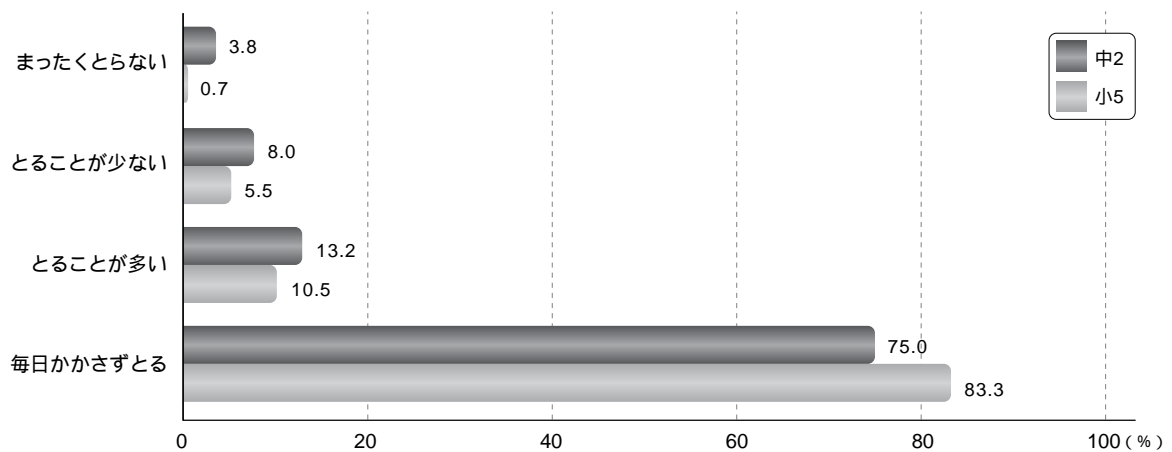
(1) 朝食の摂取状況

図1 朝食の摂取状況(3歳児)



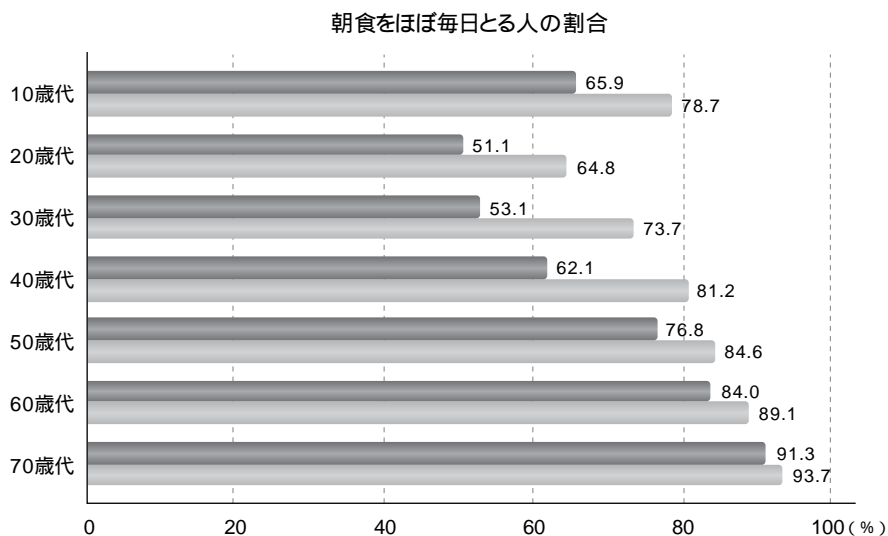
(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

図2 朝食の摂取状況(小学5年生、中学2年生)



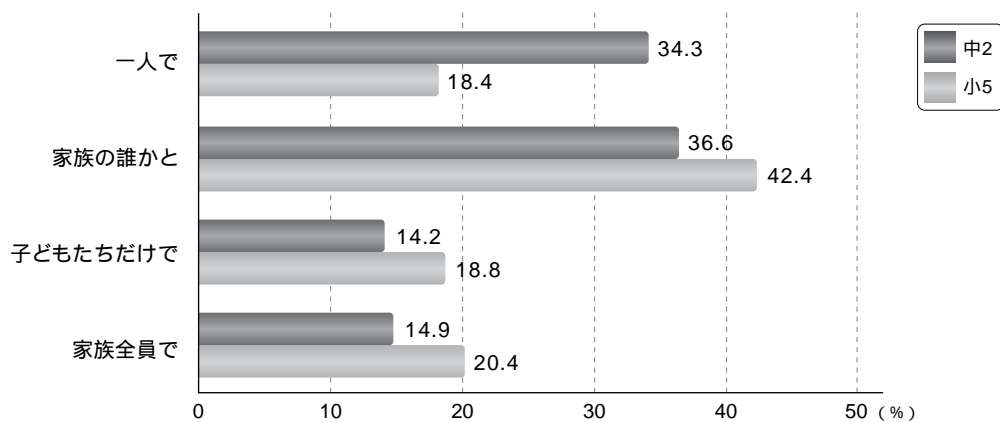
(平成17年度児童生徒の実態に関する基礎調査)

図3 朝食の摂取状況(15歳以上)



(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

図4 朝食はだれととっているか(小学5年生、中学2年生)



(平成17年児童生徒の実態に関する基礎調査)

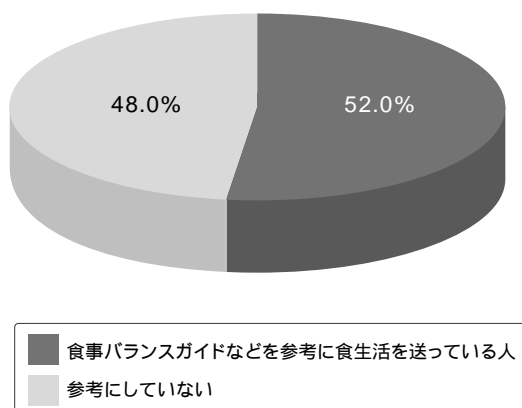
表1 健康の自己評価と朝食の摂取状況

	健康の自己評価						合計	
	よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	無回答		
朝食の摂取状況	ほぼ毎日食べる	295 83.3	357 80.6	722 75.4	306 76.7	53 66.3	5 0.0	1738 0.0
	週に4、5日食べる	14 4.0	24 5.4	58 6.1	14 3.5	3 3.8	0 0.0	113 100.0
	週に2、3日食べる	18 5.1	24 5.4	52 5.4	24 6.0	8 10.0	0 0.0	126 100.0
	ほとんど食べない	27 7.6	38 8.6	125 13.1	55 13.8	15 18.8	1 50.0	261 100.0
	無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.3	5 45.5	6 0.3
	合計	354 100.0	443 100.0	957 100.0	399 100.0	80 100.0	11 100.0	2,244 100.0

(平成18年度健康さっぼろ21の推進に関する市民意識調査)

(2) 食事バランスガイドなどを参考に食生活を送っている人

図5 食事バランスガイドなどを参考に食生活を送っている人の割合

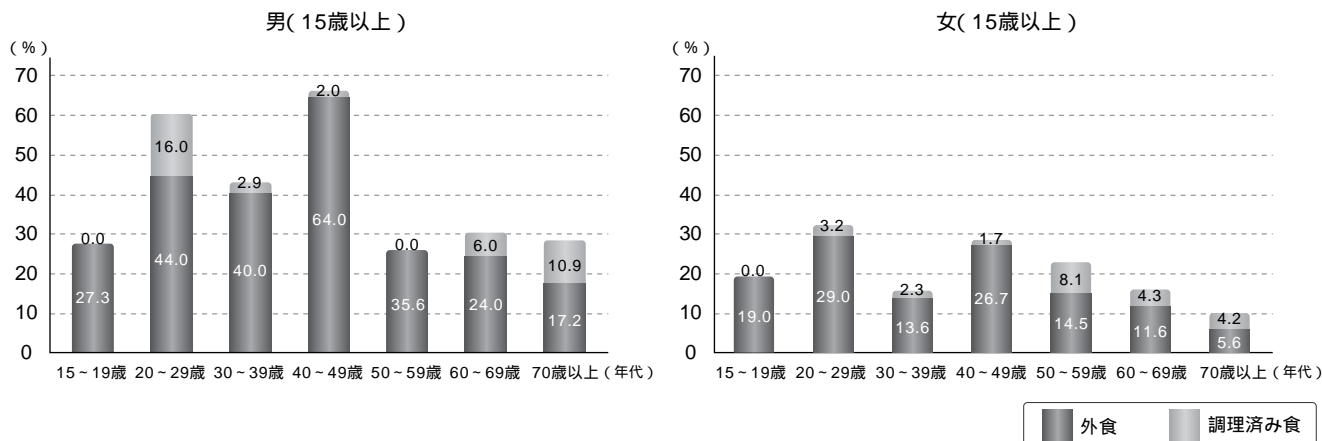


(平成19年第1回市民アンケート)

食事バランスガイドなど:
 「食事バランスガイド」
 「札幌市食生活指針」
 「日本人の食事摂取基準」
 「6つの基礎食品」
 「3色分類」
 「その他の指針」

(3) 外食と調理済み食の摂取状況

図6 外食の摂取状況

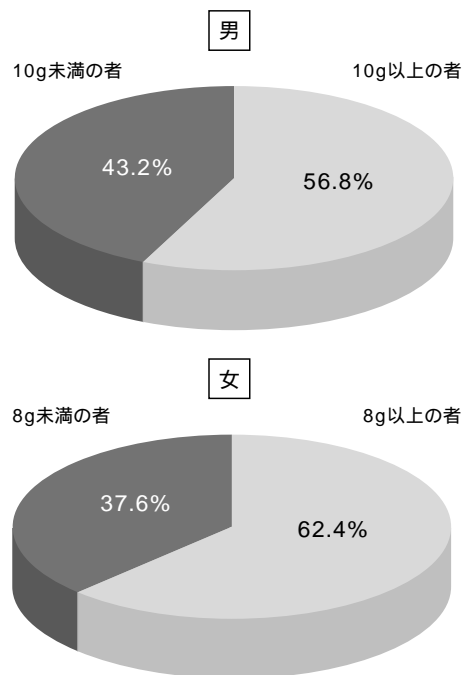


(平成18年札幌市健康・栄養調査)

外食: 飲食店での食事や家庭以外の場所などで出前をとったり市販のお弁当を買って食べた場合。
調理済み食: 市販のお弁当を買ってきたり、出前をとって家庭で食べた場合。

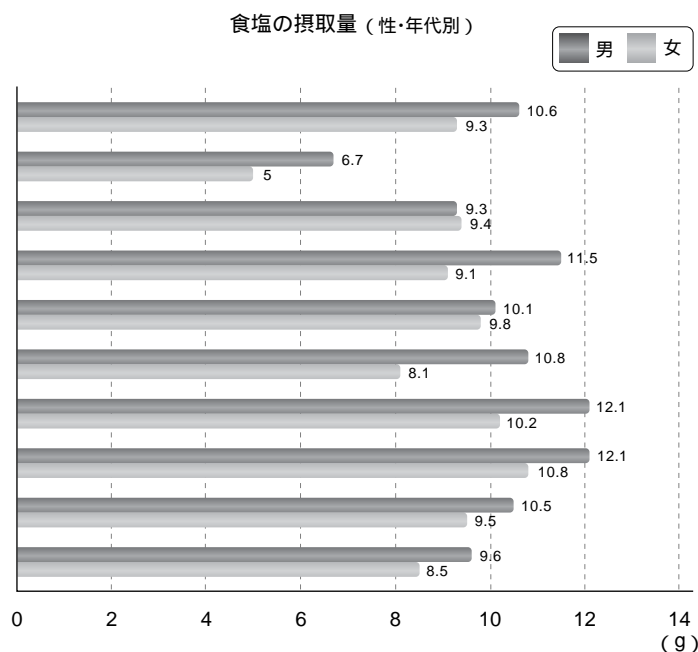
(4) 食塩の摂取量

図7 食塩摂取量の分布(20歳以上)



(平成18年札幌市健康・栄養調査)

図8 食塩摂取量の平均値

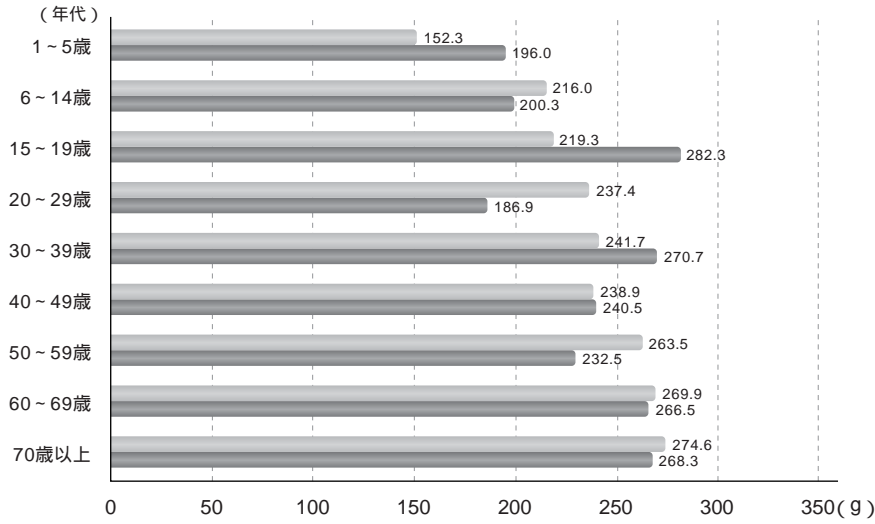


(平成18年札幌市健康・栄養調査)

食塩の摂取目安量: 男性(20歳以上) 10g未満
女性(20歳以上) 8g未満

(5) 野菜の摂取量

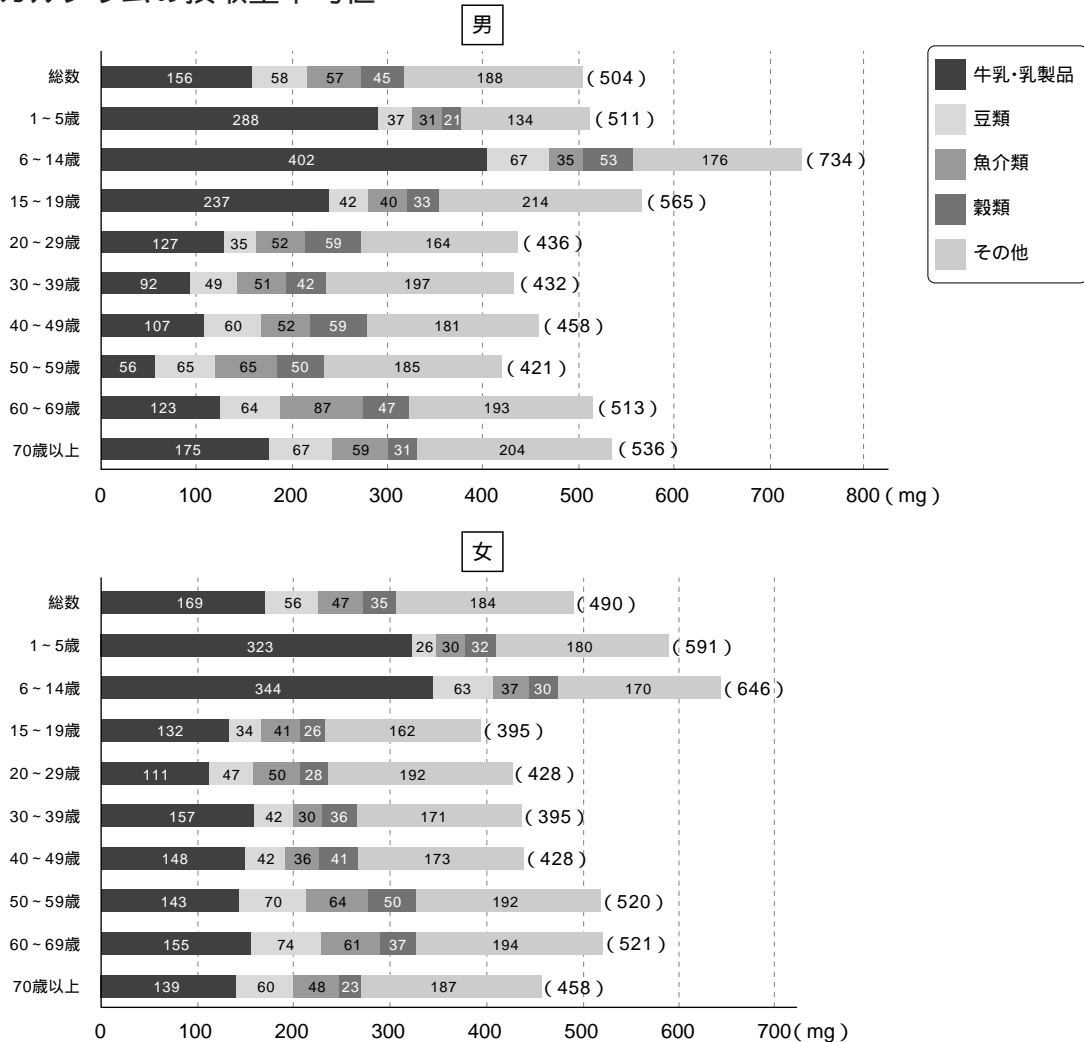
図9 野菜の摂取量



(平成18年札幌市健康・栄養調査)

(6) カルシウム摂取量

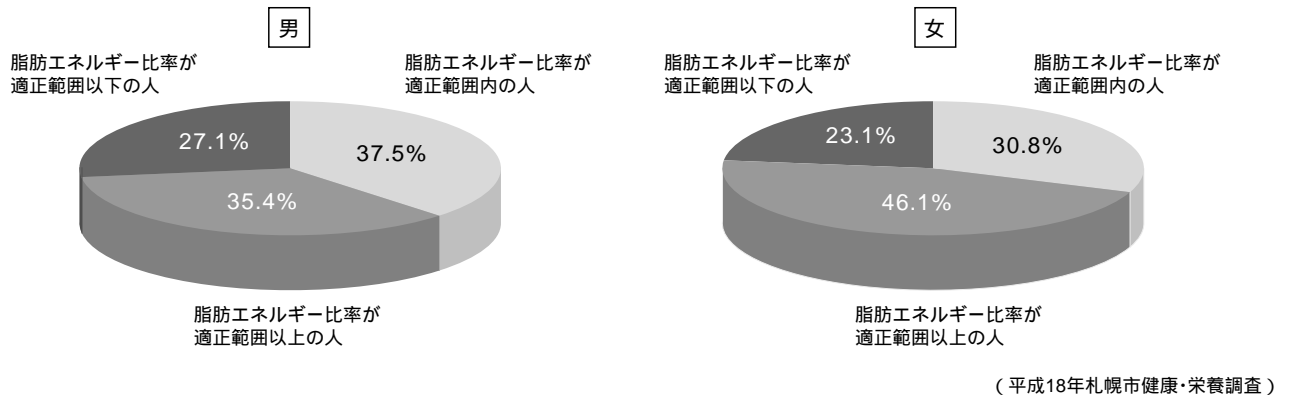
図10 カルシウムの摂取量平均値



(平成18年札幌市健康・栄養調査)

(7) 脂肪エネルギー摂取量

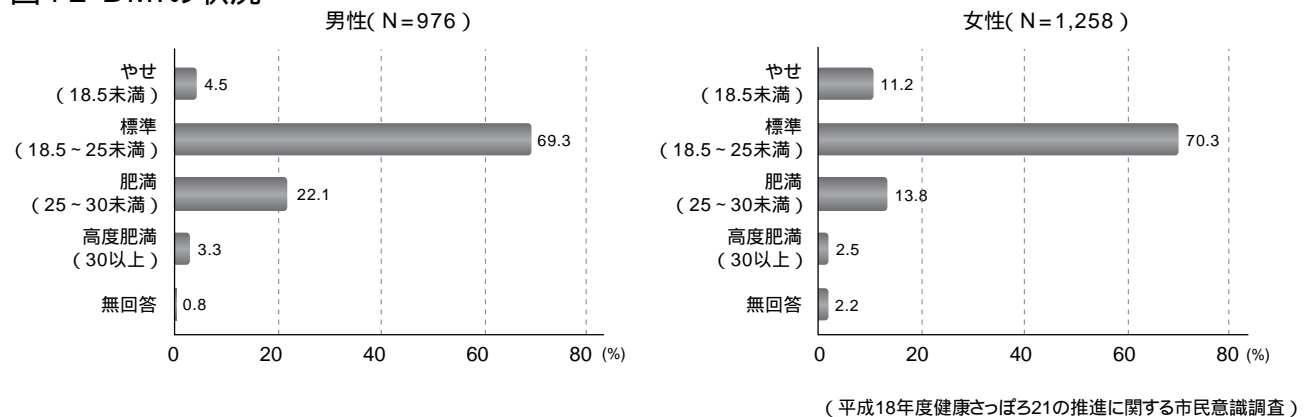
図11 脂肪エネルギー比率の分布(20歳以上)



脂肪エネルギー比率:脂質からのエネルギー摂取割合
 適正比率:1~29歳20~30%未満、30~69歳20~25%未満、70歳以上15~25%未満

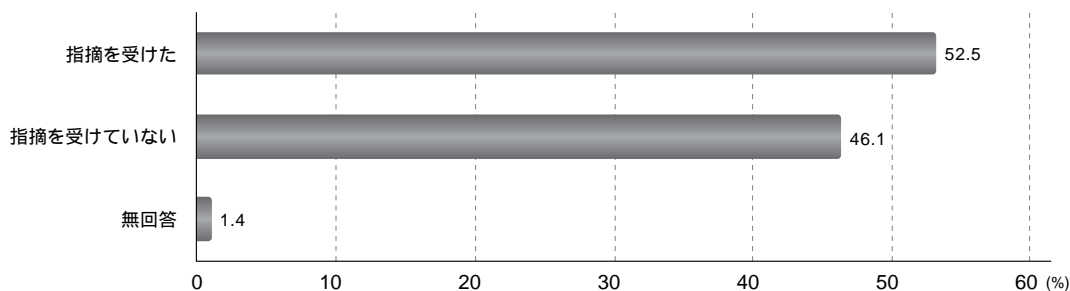
(8) 肥満の状況

図12 BMIの状況



(9) 健康診断時の指摘の有無

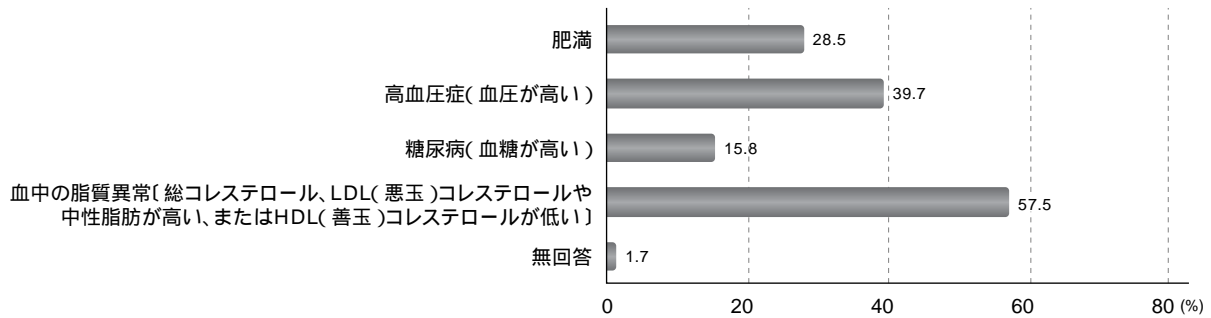
図13 健康診断時の指摘の有無



(平成18年度健康さつぽろ21の推進に関する市民意識調査)

(10) 健康診断時の指摘内容

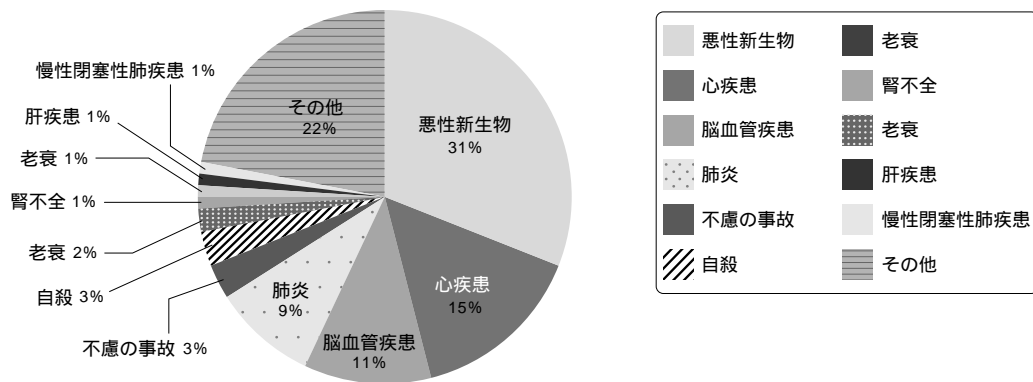
図14 肥満、高血圧、糖尿病、血中の脂質異常等の状況



(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

(11) 死因の状況

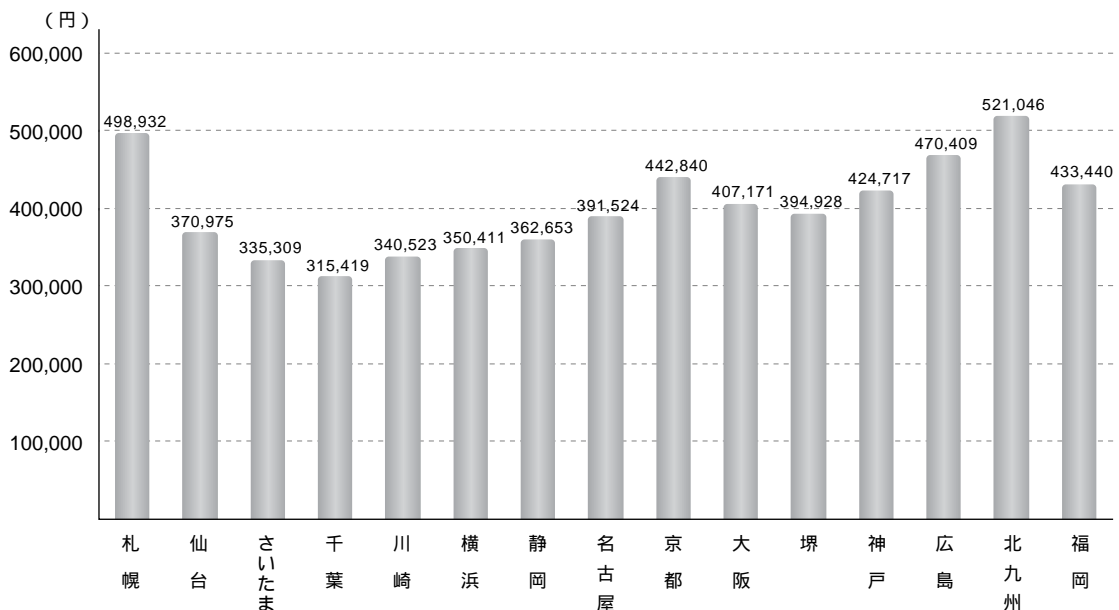
図15 主な死因別死亡者の割合



(平成17年人口動態統計)

(12) 医療費の状況

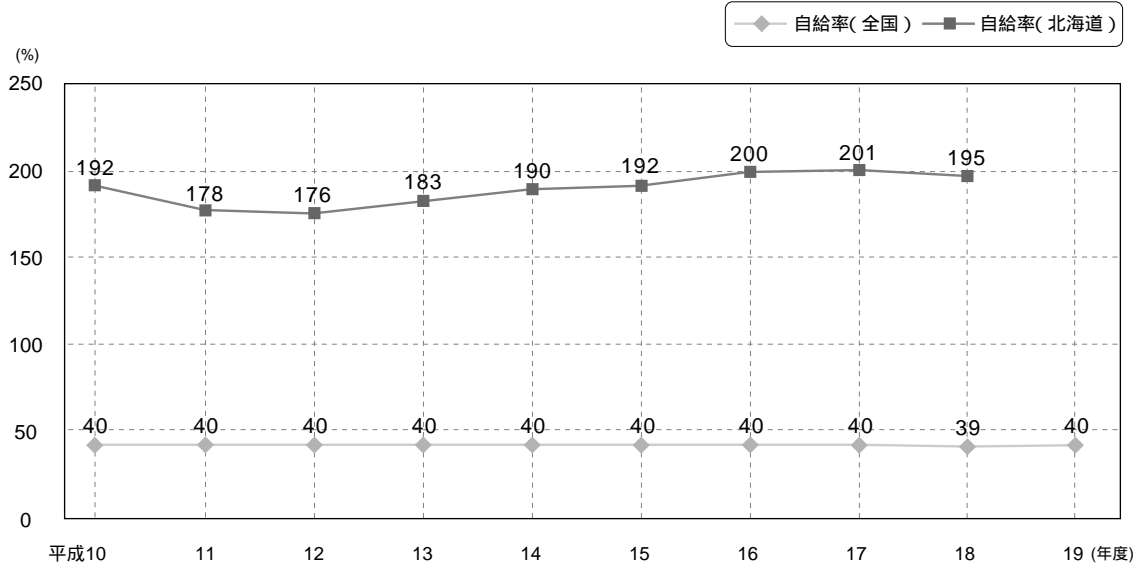
図16 制度別医療費の状況



(平成17年度政令指定都市国保医療費)

(13) 食料自給率の動向

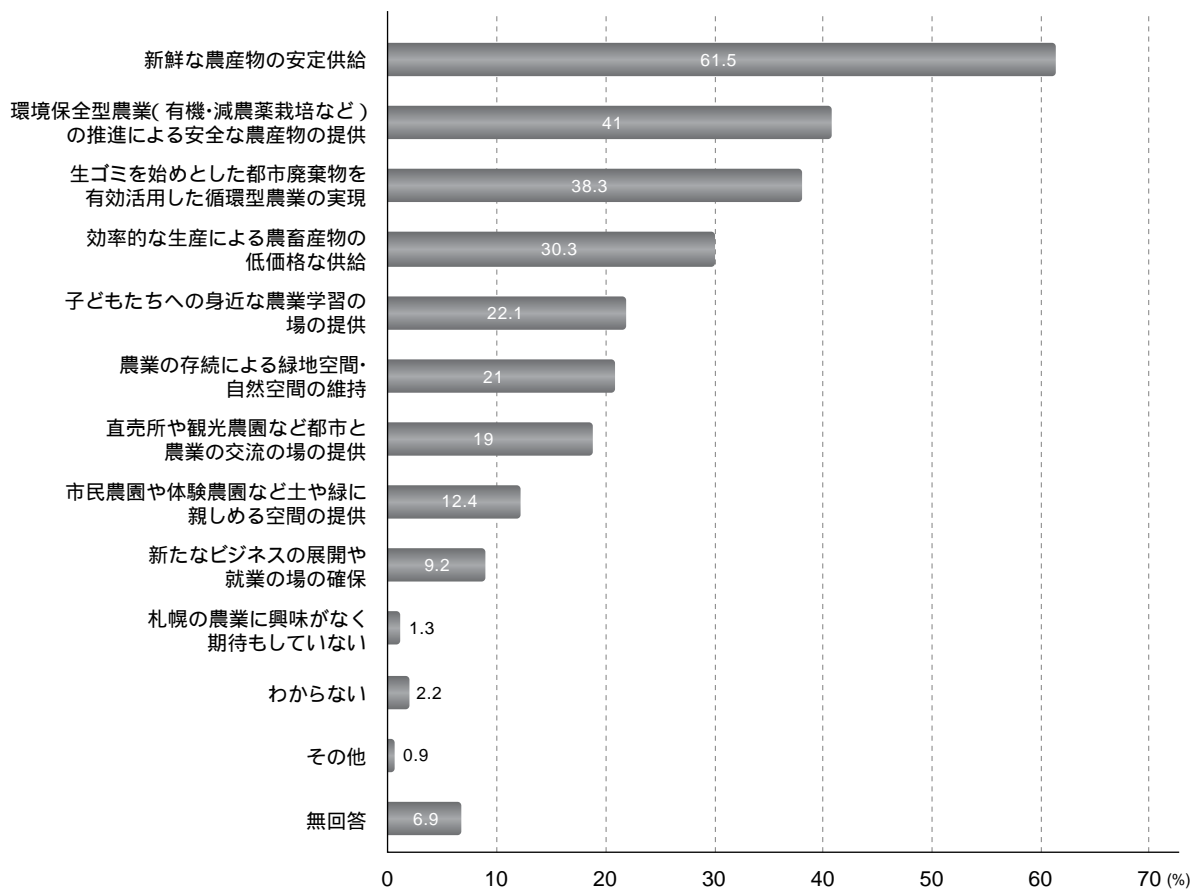
図17 食料自給率の動向(カロリーベース)



(農林水産省食料需給表)

(14) 農業に関する意識

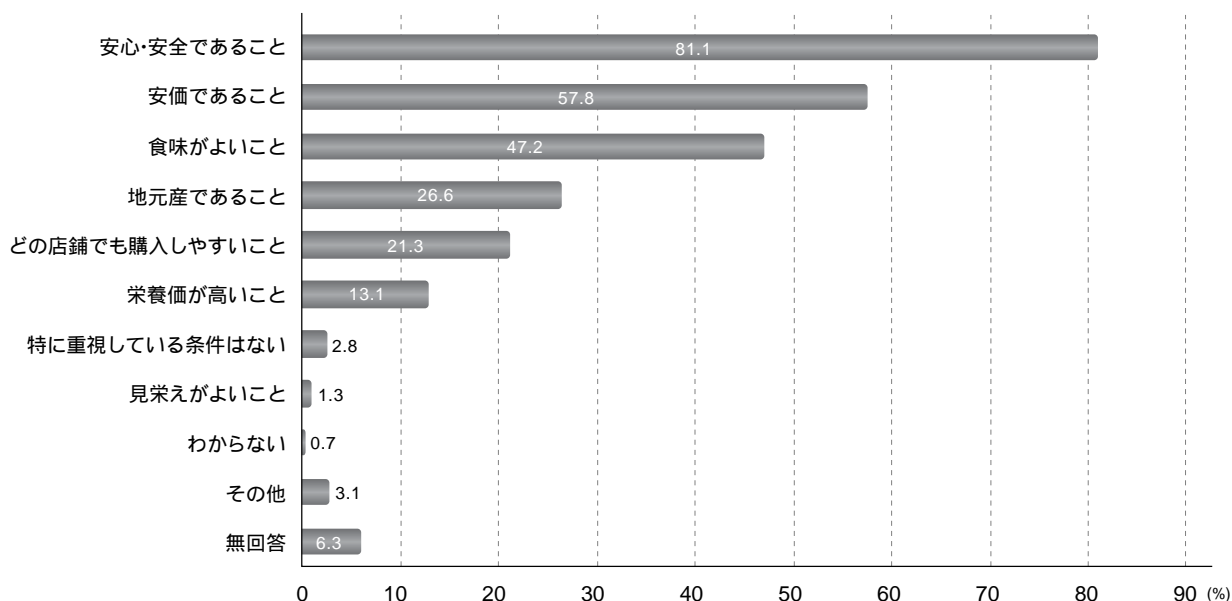
図18 札幌市農業に期待すること



(平成16年度市民アンケート)

(15) 農畜産物を選ぶ基準

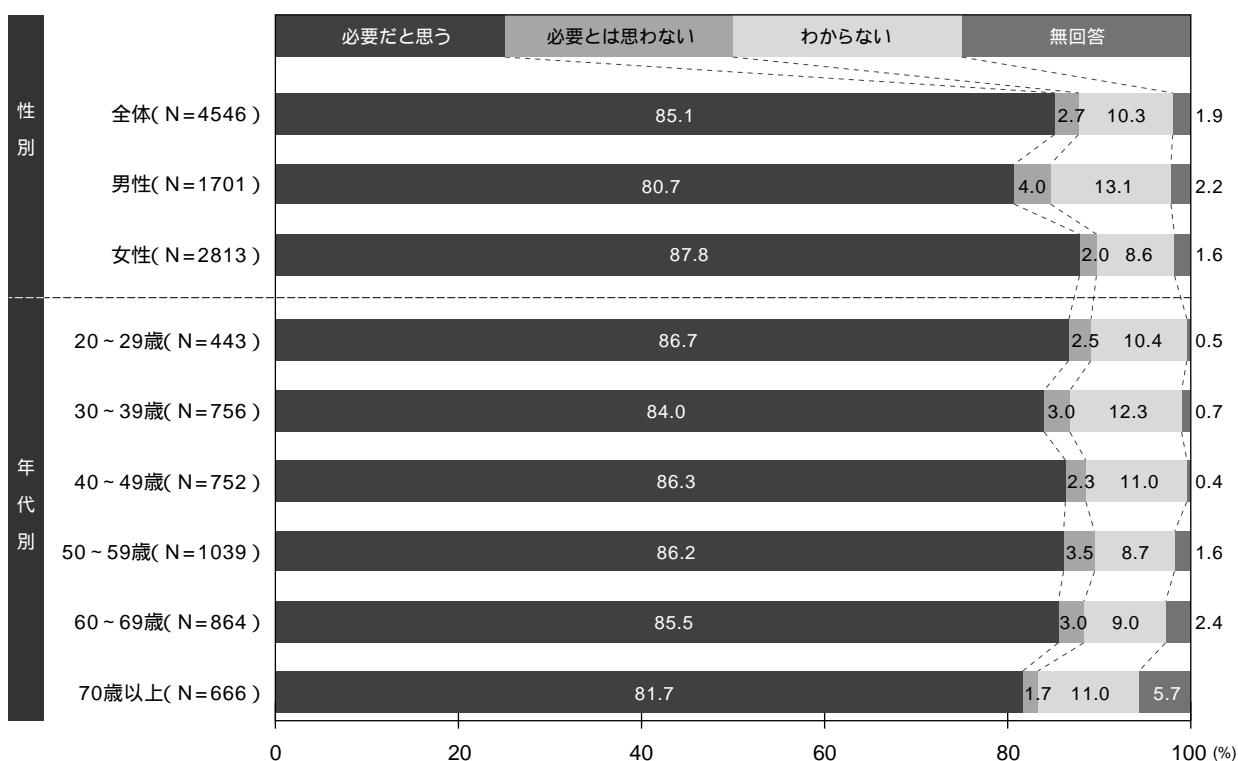
図19 農畜産物を選ぶ基準



(平成16年度市民アンケート)

(16) 環境に関する意識

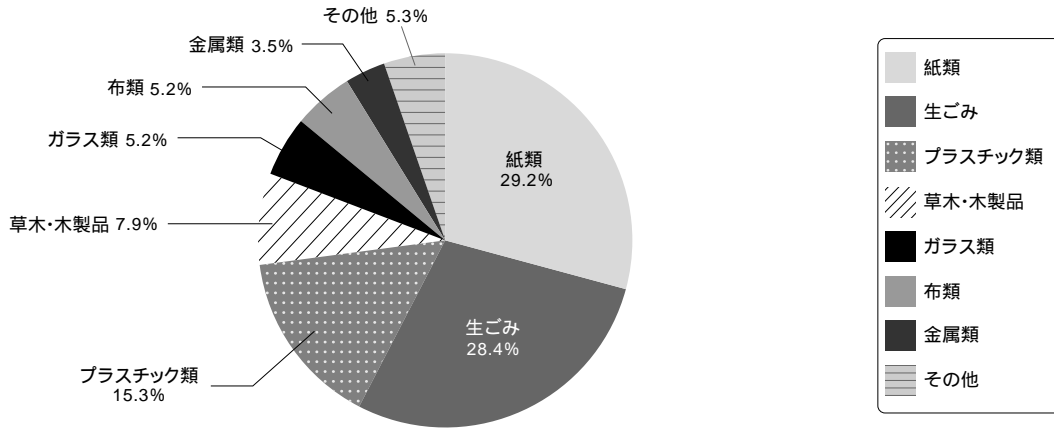
図20 エコクッキングの必要性



(平成19年第1回市民アンケート)

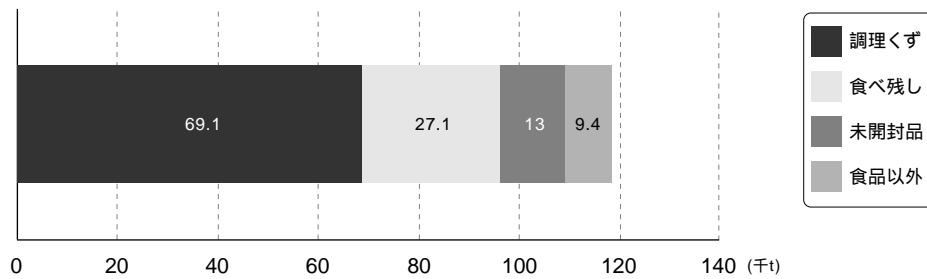
(17) 家庭ごみ

図21 家庭から出るごみの内訳



(平成17年度家庭系一般廃棄物組成調査)

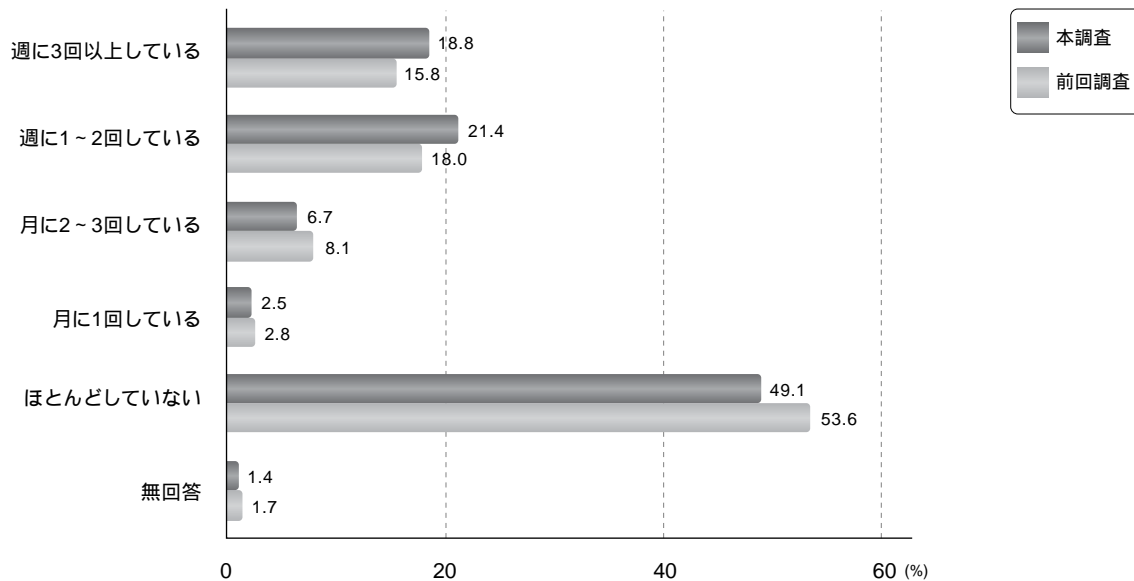
図22 生ごみ量



(環境局平成18年度組成調査)

(18) 身体活動・運動

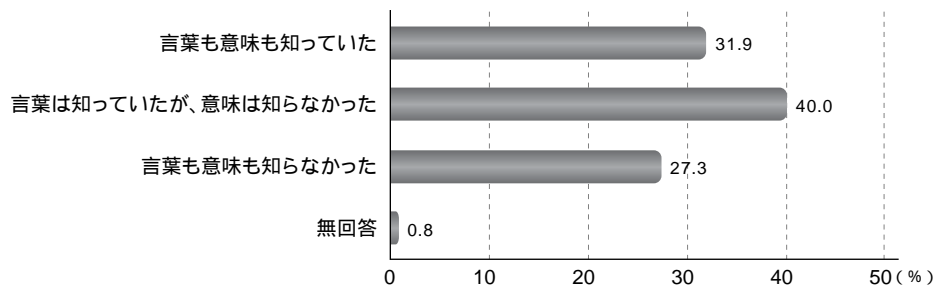
図23 運動の実践



(本調査:平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)
(前回調査:平成12年札幌市健康づくり基本計画に関する市民意識調査)

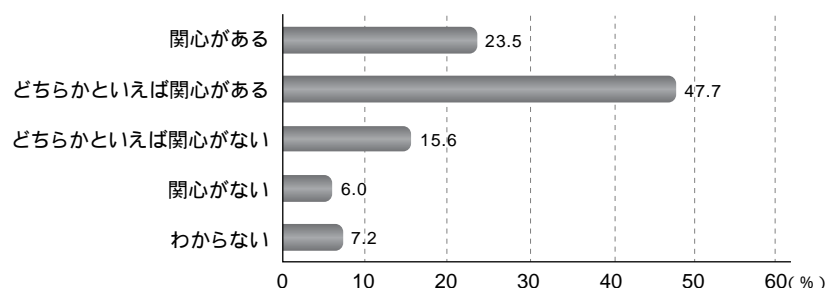
(19) 食育に関する意識

図24 食育の認知度



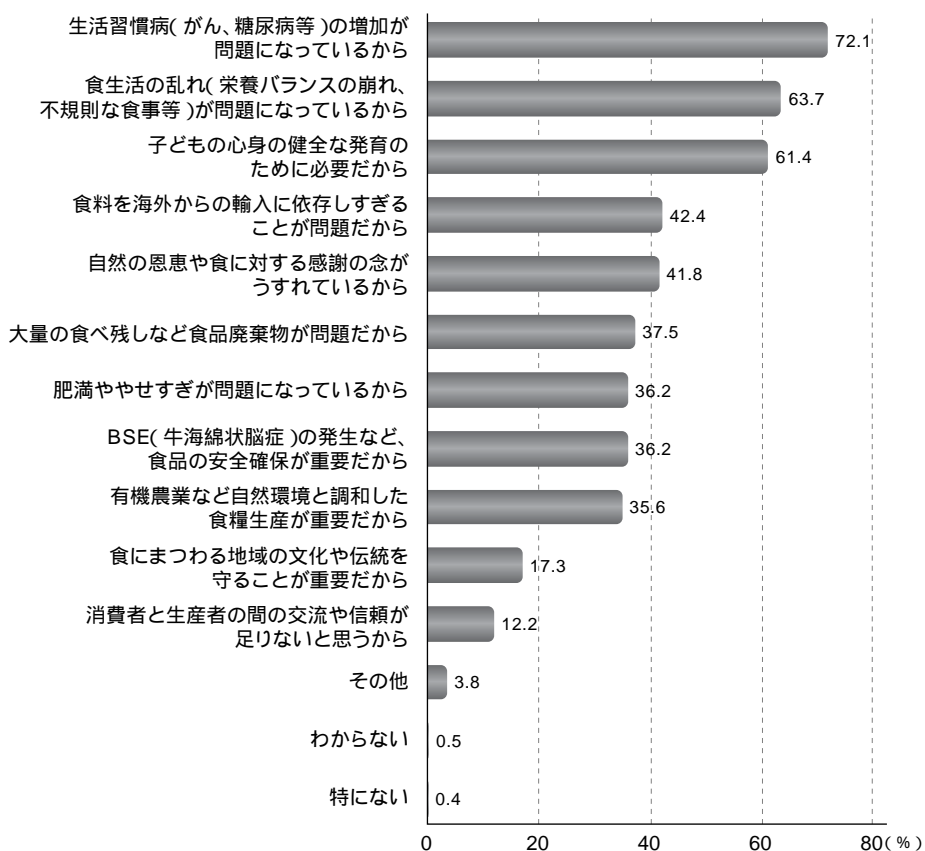
(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

図25 食育への関心



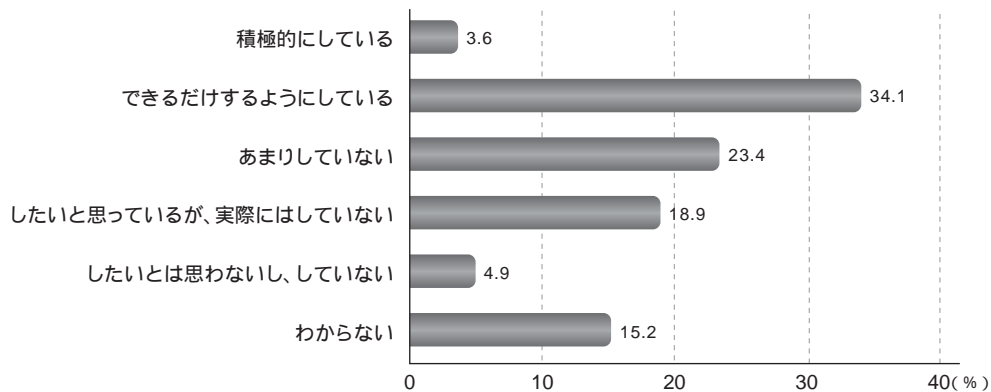
(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

図26 食育に関心がある理由



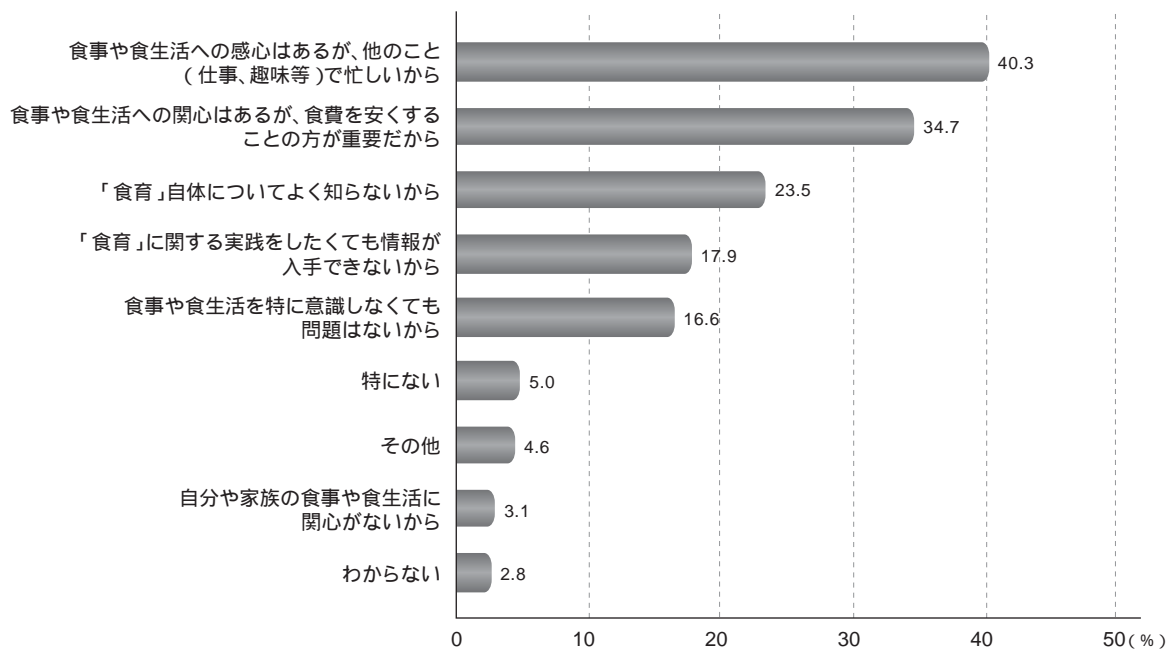
(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

図27 食育の実践



(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

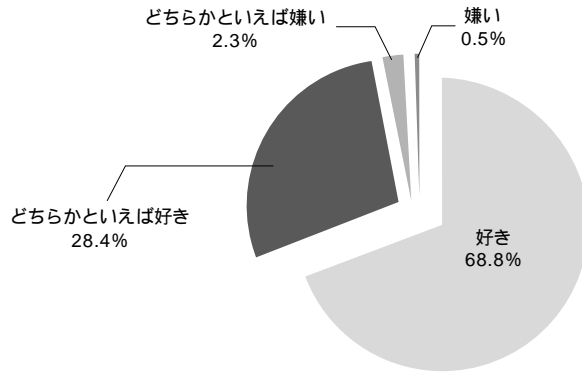
図28 食育を実践していない理由



(平成18年度健康さっぽろ21の推進に関する市民意識調査)

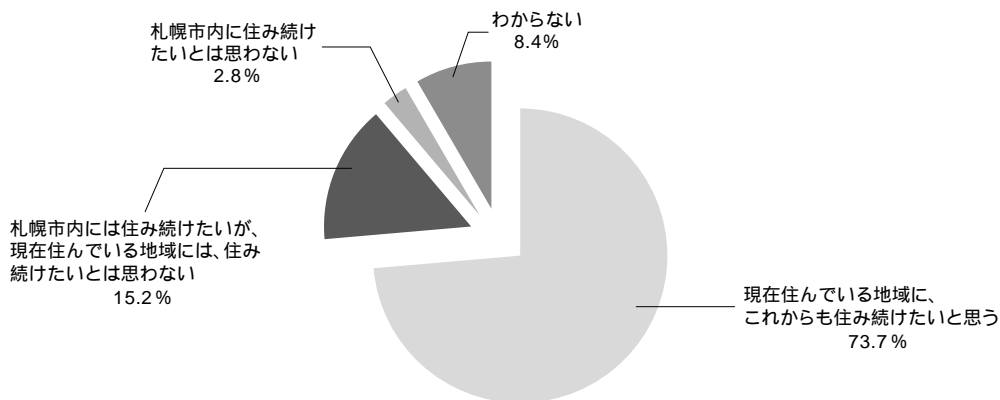
(20) 郷土意識について

図29 札幌の街への愛着度



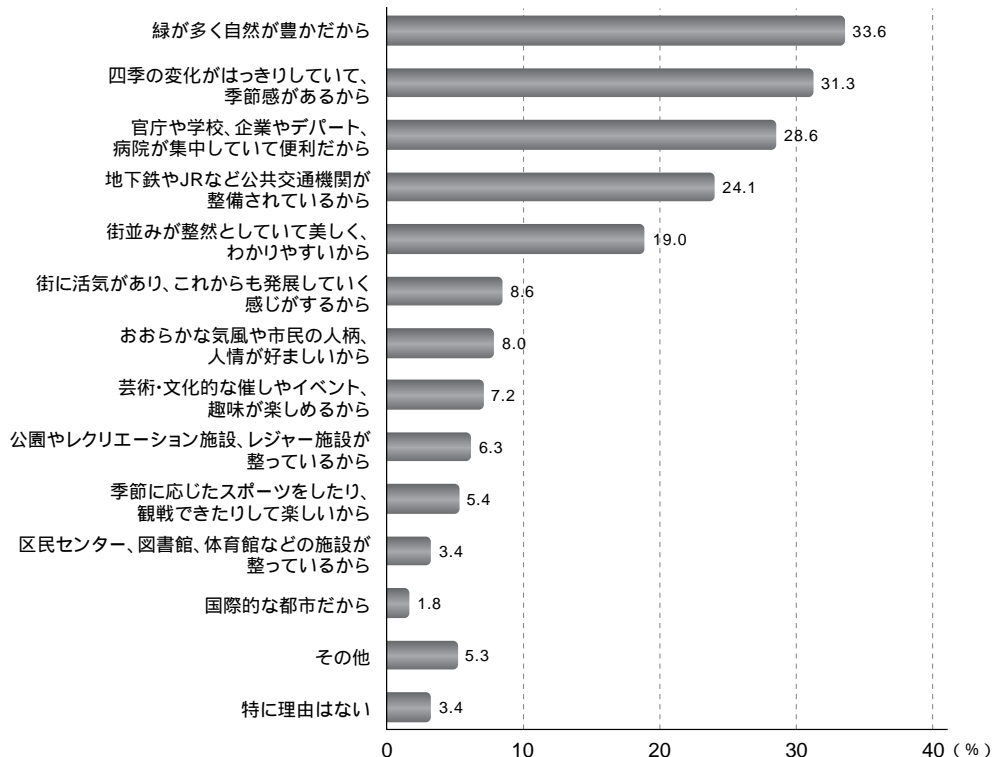
(平成19年度市政世論調査)

図30 市民の定住意向



(平成19年度市政世論調査)

図31 札幌が好きな理由(複数回答)



(平成19年度市政世論調査)

3 札幌市の食育の取り組み

(1) 主な取り組み

保健所

保健所では、「くらしの衛生展」・「きのこ展」の実施や「キッチンメール」の発行などにより、市民に対して食品衛生知識や食中毒予防の普及啓発を図り、食の安全・安心の確保に努めています。

また、外食料理栄養成分表示事業の推進や病院などの栄養管理指導を行うなど、食生活に係わる環境整備を行い、市民の健康づくりを支援しています。

区保健センター

各区保健センターでは、赤ちゃんからお年寄りまでの食生活の相談を行っているほか、母親教室を始め各種健康教室を通じて、親子の食育支援や生活習慣病予防のための健康講座を開催しています。

また、広報紙やホームページによる広報事業を行うなど、様々な形で食育支援を行っています。

保育所など

保育所では、日々の給食を通して在園児や保護者に対し栄養相談、栄養情報の発信等の食育を行っています。

また、保育・子育て支援センターは、保育所における保育サービスに加えて、在家庭の親子に対し子育てサロンをはじめとする、様々な子育て支援に関するサービスを提供しています。

学 校

学校では、子どもの望ましい食習慣の形成を目指して、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間など、学校教育活動全体の中で食に関する指導の年間計画に基づいて体系的、継続的な食に関する指導の充実を図っています。また、給食便りの発行や給食試食会などを通して家庭との連携を図っています。

中央卸売市場

中央卸売市場では、市民の方々に、セリ
の状況を見ることができる見学通路、パネル
やクイズ形式で市場の機能や役割、魚、野
菜、果物の安全安心や旬の情報を学べる展
示室、資料室、更には実際に魚などを料理
しながら学べる調理実習室を備えています。

これらの施設を活用し、食に関する知識
を育む「食育」の発信拠点の一つとして、業界
と連携して皆さんの食育を支援しています。

サッポロさとらんど

サッポロさとらんどは、農業体験交流
施設として「食」と「農」のつながりを深
める事業を展開しています。憩い、楽し
みながら農業や食料に関することを身近
に感じ、興味を持ってもらうため、広々と
した田園空間の中で、動物とのふれあい
や農産物の栽培・収穫、各種手づくり加工
などが体験できます。市民農園も人気です。

環境プラザ

身近な環境問題から地球規模の環境
問題まで、現状を知り幅広い視点に立っ
た環境意識の定着、環境にやさしい実践
活動の輪を広げるための展示物、出版物、
環境相談コーナー等を備えた拠点施設
です。

メッセージスタジオでは、「食」や「水」
などについて模型を見ながら学ぶことが
できます。

リサイクルプラザ宮の沢

ごみの分別・減量・リサイクルに関する
展示や情報提供をしています。

情報紙の発行や、生ごみ堆肥化の講師
派遣、ダンボール箱堆肥化の相談、食器
洗浄車「アラエール号」の貸し出し等を
通し食育の支援を行っています。

(2) ライフステージごとの取り組み(平成19年度)

局・部名	乳幼児期		少年期		青年期	壮年期	中年期	高年期
	0～3歳	4～5歳	6～11歳	12～14歳	15～24歳	25～39歳	40～64歳	65歳～
市民まちづくり局 市民生活部					・消費者教育・相談	・消費者まつりの開催、くらしのニュースの発行		
保健福祉局 健康衛生部地域保健課 〔保健所〕 〔区保健福祉部〕	・乳幼児健診後の食育支援 ・離乳期講習会開催 ・にこにこテーブル事業 (ITを活用した啓発事業)	・親子料理教室開催 ・札幌市食生活指針の発行			・給食施設指導 (私・市立高校、大学等)	・給食施設指導(事業所等) ・母親教室開催 ・親子料理教室開催 ・外食料理栄養成分表示事業 ・離乳期講習会開催	・給食施設指導(事業所等) ・健診後の指導 ・食生活改善推進員等養成 ・訪問栄養指導	・男性料理教室 ・高齢者食生活指針作成
健康衛生部生活環境課 〔保健所〕			・キッチンメールの発行 ・くらしの衛生展*の実施 ・きのこ展の実施 ・食品衛生に関する出前講座の実施	・山菜展の実施 ・食品衛生月間におけるパネル展等の実施 ・「食の安全」市民フォーラムの開催 ・家庭教育学級における「食の安全」情報提供事業の実施				
子ども未来局 子育て支援部	・離乳食、給食の実施 ・保育所給食のアレルギー児への対応 ・栄養指導 ・栄養情報の発信啓発 ・食育に関する指導 ・子育て支援事業	・給食の実施 見への対応			・栄養情報の発信啓発	・離乳食講習会開催 ・栄養相談の実施 ・給食だより発行 ・子育て講座開催 ・子育てサロン開催 ・栄養教室の実施 ・さっぽろ食と子育て戦略会議		
環境局 環境事業部				・GOMIマガジン・生ごみハンドブック(普及版) ・生ごみたい肥化支援				
環境都市推進部			・さっぽろエコ市民運動 ・えこぼろ環境講座					
経済局 農務部		・親子農業体験の支援	・親子農業体験の支援 ・小学校単位のさとらんど における農業体験実施 (水田・畑)		・さっぽろ農学校の実施			
	・さとらんどにおける農業体験 ・市民農園の整備促進 ・地産地消の推進							
中央卸売市場	・魚食普及料理教室 ・市場で学ぶ・作る・食べる・やさい・くだもの料理教室 ・母と子のイモ掘体験ツアー ・やさい・くだもの消費拡大フェア ・「目利きの達人見つけた!」運動							
教育委員会 総務部			・学校給食に地場産物を導入(地産地消の推進) ・学校給食で郷土食を実施 ・親子料理教室等区と連携した事業の実施 ・さっぽろ学校給食フードリサイクル ・給食時間や教科等における食に関する指導					
学校教育部			・教科、特別活動等における食にかかわる指導					
生涯学習部			(主にPTAが対象)		各家庭教育学級の学習会に おける食育事業の推進			

4 関係団体の取り組み

札幌市学校医協議会 (札幌市医師会)

学校内科医、眼科医、耳鼻科医からなり、学校健診などを通じ、学童・生徒の健康管理を行っています。子ども達にも蝕むメタボリックシンドロームの原因となる肥満対策として、その診断基準や対策にも取り組んでいます。治療の基本は家庭での「食」の見直し、家族での運動習慣で、「食育」そのものが予防となります。

(社)北海道栄養士会

栄養士の活動は、栄養改善を通じて道民の健康の保持増進及び疾病の予防を図るとともに、栄養士の資質の向上につとめ、もって道民の福祉の増進に寄与することを目的としております。

食育講演会、料理教室、栄養相談、講師派遣、外食料理栄養成分表示の増進など、食と栄養の専門家として活躍しています。

札幌市中央卸売市場協会

市場の関係事業者により組織され、開設者である札幌市に協力し市場運営の一端を担っています。

食育の推進と消費の拡大を目的に、水産・青果合わせて年25回行われる料理教室や「魚の日」、「やさい・くだもの消費拡大フェア」などの事業に協力し、また、幅広い見学者への対応を通じ、食品流通と食育への理解を得るべく市場を挙げて取り組んでいます。

(社)札幌消費者協会

札幌消費者協会は昭和44年に設立され、平成2年に社団法人となりました。現在、会員数は約1800名です。

食育は、自ら生きるための食に関する力を付けることです。そのため、自ら学習し実践へとつなげる取り組みをしています。具体的には、¹食の安全に対する消費者の目線での学習と関係者への発信 ²地産地消の活動を通じた生産者との交流とそれを使って料理講習会 ³食材の生産地から食卓までを意識した料理の啓発があります。

札幌市食生活改善 推進員協議会

札幌市では昭和46年に札幌市食生活改善推進員協議会が組織され、現在、約2,200名の会員がいます。

会員は、地域で食生活改善のためのパネル展や親子料理教室などを開催し、地域の健康づくりを進める「食」のボランティアとして活躍しています。

日本チェーンストア協会 北海道支部

当協会の会員・企業は、食育推進月間(6月)を中心に、食事バランスガイドの普及・啓蒙ツール(協会版)の店頭での掲示・配布を行うとともに、農林水産省の食事モデル実証事業に参画しております。

平成19年度は、食事バランスガイドの普及啓発事業や、食品メーカーと連携した親子料理教室等を開催いたしました。

札幌市食品衛生協会

札幌市食品衛生協会は、「食品の安全は自らの手で守ろう」を基本理念に、食品営業施設の食品衛生責任者を養成する事業等を通じて食の安全を確保するため、食品衛生の普及啓発を行っています。また、営業者の自主管理推進の担い手として食品衛生指導員が会員施設を巡回指導しているほか、市民を対象とした食中毒予防啓発事業も実施しています。現在、会員数は約11,000名です。

札幌市調理師団体連合会

札幌市調理師団体連合会は、市内の調理師団体によって組織されており、現在11の構成団体があります。調理技術を通じて食生活の改善及び食品衛生の向上に寄与することを目的として、市民を対象とした健康料理フェスティバルの開催、社会福祉施設に対する料理提供、料理講習会への講師派遣などを行っています。

5 札幌市食育推進会議

(1)設置の経緯

- 平成18年 7月 札幌市食育計画に係わる庁内関係部長会議において
札幌市食育推進会議の設置について承認
- 平成19年 3月 札幌市食育推進会議条例 制定
- 平成19年 4月 札幌市食育推進会議 設置

(2)札幌市食育推進会議の開催経過等

日 時	内 容
平成19年4月2日～4月27日	札幌市食育推進会議市民委員公募(63名応募)
平成19年5月21日	札幌市食育推進会議委員選考委員会 (選考委員:有識者2名、関係局部長職6名) 市民委員 4名選出
平成19年7月4日	第1回食育推進会議 (1)委嘱状の公布 (2)諮問について (3)会長選出 (4)会議スケジュールについて (5)札幌市食育推進計画策定にあたって (6)札幌市の現状について
平成19年7月26日	第2回食育推進会議 (1)食育推進計画の重点取組と目標について (2)食育の推進目標について (3)指標・目標値の考え方について (4)札幌市の現状(追加)について (5)「札幌市らしさ」「食文化」について意見交換
平成19年8月29日	第3回食育推進会議 (1)食育推進計画(素案)について
平成19年9月12日	第4回食育推進会議 (1)食育推進計画(素案)について (2)関係団体の取組募集について (3)市民意見の募集(パブリックコメント)について
平成19年11月1日～12月3日	市民意見の募集(パブリックコメント)
平成20年1月16日	第5回食育推進会議 (1)市民意見(パブリックコメント)結果について 意見提出者11人、意見数31件 (2)答申

(3)委員名簿(会長、 会長職務代理者)

(敬称省略)

	氏 名	所 属
1	あまや かずお 天谷 一男	札幌市PTA協議会 会長
2	あらかわ よしひと 荒川 義人	天使大学 看護栄養学部 栄養学科 教授
3	いしい しげこ 石井 繁子	(社)札幌市私立保育所連合会 副会長
4	いわさき てるあき 岩崎 輝明	(財)北海道食と健康財団 理事長
5	おおば たかあき 大場 隆明	札幌市食品衛生協会 会長
6	おだじま まさこ 小田嶋 政子	北翔大学 生涯学習システム学部 健康プランニング学科 教授
7	おの でら あきこ 小野寺 明子	「野遊びクラブ」代表
8	くろかわ まさひろ 黒川 正博	(社)北海道栄養士会 会長
9	こいけ あけみ 小池 明美	(社)札幌市医師会
10	さいとう のぶあき 齊藤 信明	札幌市農業振興協議会 会長
11	さ さ き ともし 佐々木 知子	札幌市食生活改善推進員協議会 会長
12	しばき かつこ 芝木 捷子	(社)札幌市私立幼稚園連合会 会長
13	すぎやま さちよ 椋山 佐智代	市民公募
14	たかはし ただあき 高橋 忠明	札幌市調理師団体連合会 会長
15	はた たつへい 畑 達平	日本チェーンストア協会北海道支部
16	フルスト・ピアンカ	環境保全アドバイザー
17	まつい えみこ 松井 英美子	(社)札幌消費者協会 副会長
18	みやち じゅんこ 宮地 順子	市民公募
19	むとう けんぞう 武藤 健蔵	札幌市中央卸売市場協会 会長
20	やまぐち いちろう 山口 一郎	(社)全国調理師養成施設協会 北海道地区協議会代表幹事
21	やまもと ひろし 山本 宏	札幌市小学校長会
22	よしむら ちかし 吉村 親	市民公募
23	わたらい かずお 渡会 和雄	市民公募

(4)札幌市食育推進会議条例

平成19年3月8日
条例第5号

【設置】

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、札幌市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

【所掌事務】

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関して、重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

【組織】

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (3) その他市長が適当と認める者

【委員の任期】

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【臨時委員】

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

【会長】

第6条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

【会議】

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【意見の聴取等】

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

【部会】

第9条 推進会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから会長の指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

【庶務】

第10条 推進会議の庶務は、保健福祉局において行う。

【委任】

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

6 「札幌市食育推進計画(素案)」に関する 市民意見募集(パブリックコメント)結果

1 意見募集の実施概要

- ① 意見募集期間
平成19年(2007年)11月1日[木]~平成19年(2007年)12月3日[月] 33日間
- ② 意見募集方法
郵送、FAX、電子メール、ホームページ上からの送信、持参
- ③ 資料公表(設置)場所
[ア]ホームページ
[イ]札幌市役所本庁舎(市政刊行物コーナー、保健福祉局健康衛生部地域保健課)
[ウ]各区役所総務企画課広聴係(10カ所)
[エ]まちづくりセンター(87カ所)
[オ]子育て支援総合センター
[カ]さとらんどセンター
[キ]中央・東・西健康づくりセンター(3カ所)

2 意見提出数・意見数

- ① 意見提出者数...11名
- ② 意見数.....31件

3 意見の内訳

項目	件数
第1章 計画の策定にあたって	- 件
第2章 「食」をめぐる現状	- 件
第3章 基本理念と目標	2件
第4章 施策の体系と展開	26件
第5章 計画の推進	- 件
その他	3件

4 意見結果の公表

保健福祉局ホームページで、意見概要及び回答(考え方)を公表

用語解説

え

【栄養教諭】児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年5月に学校教育法等の一部改正が行われ、新たに栄養教諭制度が創設され平成17年4月に施行された。栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員として、その専門性を十分に発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって食に関する指導を充実していく。

か

【顔の見える農業】地産地消の観点から、札幌農産物への信頼関係を構築するために、土壌や農薬使用等の生産条件や、生産から消費までの流過程に関する情報がわかる安全・安心な農業。

【家庭教育学級】幼稚園児・小学生・中学生の子どもを持つ「親」を対象に、家庭における教育力の向上のため、家庭教育の知識、子どもの心の理解、親の役割などについて、計画的・継続的に自主学習する場として、各学校・園のPTAを対象に行っている事業。

【環境への負荷】人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

き

【キッチンメール】保健所が毎年発行する食品衛生に関する情報誌。

く

【くらしの衛生展】健康で快適な生活を送るため、食中毒、感染症、衛生害虫などの生活衛生、保健衛生等に関する身近な問題について、市民にわかりやすく、暮らしに役立つ情報を提供するために実施している市民向けの情報展。

【くらしのニュース】消費者センターが月1回発行する消費生活に関する情報誌。

さ

【札幌市食生活指針】札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」の実現のために、8項目から構成される栄養・食生活分野における基本的な指針。市民栄養調査などを踏まえ札幌市独自の指針となっている。

【さっぽろスイーツ】スイーツでまちを活性化しようと札幌洋菓子協会などが設立した「スイーツ王国さっぽろ推進協議会」が企画したもの。

し

【食農教育】農と食が一体であることを踏まえて、それぞれの役割や知識について学ぶこと。

【食料自給率】国内の食料消費について国産で、どの程度まかなえているかを示す指標。

- 1 各品目を基礎的な栄養素である供給熱量(カロリー)、または経済的価値である金額という共通の「ものさし」で総合化して食料全体の自給度合を示す「総合食料自給率」
- 2 基礎的な食料である穀物の重量での自給度合を示す。「穀物自給率」
- 3 品目ごとの重量での自給度合いを示す「品目別自給率」という3つの示し方がある。
通常は供給熱量によるカロリーベースの総合食料自給率を使用している。

せ

【生活習慣病】食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患の総称。肥満・高血圧・糖尿病・循環器病など。加齢に着目した「成人病」という名称から、「生活習慣病」という名称に改められた。〔平成8年12月 公衆衛生審議会〕

ち

【地産地消】「(地)場生(産) - (地)場(消)費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという考え方により行われている取り組み。

め

【メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)】内臓脂肪が蓄積することによって、血圧や血糖が高くなり、血中の脂質異常などを起こし、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のこと。

札幌市食育プラン「札幌市食育推進計画」平成20年9月発行

編集・発行 / 札幌市保健福祉局保健所

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 電話 / 011-622-5151